

令和7年度 桜木小学校 校外生活のきまり

1. 外出

- ① 3月～9月…夕方(ゆうがた)の6時までに家に帰る。10月～2月…夕方(ゆうがた)の5時までに家に帰る。
- ② 早帰りの時は、午後2時30分までは自分の家で過ごす。(習い事(いじ)など、やむを得ない用事(ようじ)については、保護者(ほごしや)の安全指導(あんぜんしどう)のもとに外出(がいしゅつ)する。)…R7 お試し期間(ためきかん)
- ③ 夜(よる)は、保護者(ほごしや)または責任(せきにん)の持てる人(ひと)と一緒に(いっしょ)で出かける。
- ④ 原則(げんそく)、友達(ともだち)の家(いえ)でも、大人(おとな)のいない家(いえ)には上(あ)がらない。(ただし、それぞれの保護者(ほごしや)同士(どうし)の許可(きょか)があれば可(か)。)…R7 お試し期間(ためきかん)
- ⑤ 学校(がっこう)の敷地(しきち)内(ない)では、食(た)べたり飲(の)んだりしない。(水分補給(すいぶんほきゅう)のためのお茶類(ちやるい)はよい。)
- ⑥ 自分(じぶん)たちだけで校区外(こうくがい)には行(い)かない。校区外(こうくがい)へ(なら)の習い事(いじ)や通院(つういん)、その他(た)のやむをえない場合(ばあい)などは、必ず(かならず)保護者(ほごしや)の指導(しどう)を受け(う)けて行く。
- ⑦ 次の場所(つぎばしょ)に行く時(い)は、保護者(ほごしや)と一緒に(いっしょ)で出かける。
デパート、ボウリング場(じょう)、スケート場(じょう)、映画館(えいがく)、カラオケ、ゲームセンター、川(かわ)、湖(みずうみ) など。
- ⑧ スーパー、コンビニエンスストア(みせ)などのお店(みせ)には、無用(むよう)の出入り(でい)りはしない。
- ⑨ できるだけ(ふたりにじょう)2人以上(あそ)で遊び(あそ)びに出(い)かける。
- ⑩ 知らない人(しひと)には、ぜったい(ひと)に行(い)かない。
危険(きけん)を感じ(かん)たら、近く(ちか)の大人(おとな)や近く(ちか)の家(いえ)に避難(ひなん)を求(もと)める。「い・か・の・お・す・し」)
- ⑪ 子ども(こ)もだけ(ほごしや) (保護者(ほごしや)なし) (がいほく) での外泊(がいほく)はしない。

2. 自転車 (基本的に保護者の判断(はんぱん)に委(ゆ)ねるが、学校(がっこう)の基本方針(きほんほうしん)として)

- ① 4年生(ねんせい)の自転車教室(じてんしゃきょうしつ)を受けるまで(う)は、道路(どうろ)で子ども(こ)もだけ(ほごしや)では乗(の)らない。
- ② 正しい(ただ)の乗り方(のりかた)をします。
 - ・ヘルメット(ヘルメット)をかぶる。 ・乗(の)る前(まえ)は、ブレーキ(ブレーキ)などの安全点検(あんぜんてんけん)をする。
 - ・バス通り(バスどおり)は乗(の)らない。ただし、自転車通行可(じてんしゃつうこうか)の歩道(ほどう)は乗(の)ることができる。
 - ・二人(ふたり)乗り(のり)、手(て)ばなし運(うん)転(てん)、競(きやう)争(そう)、曲(まが)りなど(きよくの)はしない。
 - ・道路(どうろ)では、左(ひだり)はしを(いちれつ)一列(いっけつ)になっ(の)て乗(の)る。
 - ・自転車保険(じてんしゃほけん)に加入(かにゆう)する。(熊本県(くまもとけん)の条例(じょうれい)により、令和3年(れいわねん)10月(つき)1日(にち)より義務(ぎむ)化(か))
- ③ 学校(がっこう)に乗(の)ってき(き)たら、決(き)まった場所(ばしょ)に並(なら)べて置(お)く。(体育館(たいいくかん)玄関前(げんかままえ)、南門(みなみもん)から入(はい)ってすぐ(ところ)の所(ところ))



3. 遊び

- ① 危険(きけん)な遊び(あそび)や他(ほか)の人(ひと)にめいわく(めいわく)をかける遊び(あそび)はしない。
 - ・子ども(こ)もだけ(ほごしや)での花火(はなび)、マッチ(マッチ)やライター(ライター)の持ち歩き(もちあそ)や火遊び(ひあそ)び、エアガン(エアガン)の使用(しよう)
 - ・道路(どうろ)や駐車場(ちやうしゃじやう)でのボール遊び(ぼーるあそ)びやローラーブレイド(ろーらーぶれいど)などの遊び(あそ)び
- ② 石投げ(いしな)げ、落書き(らくが)き、チャイムおし(チャイムおし)などのいたずら(いたずら)はしない。
- ③ よその庭(にわ)や畑(はたけ)、危険(きけん)な場所(ばしょ) (工事現場(こうじげんば)など) に立ち入(た)ち入(い)らない。
- ④ 放課後(ほうかご)は、一度(いちど)家(いえ)に帰(かえ)ってから遊び(あそ)びに出(い)かける。
- ⑤ 家(いえ)の人(ひと)に「だれと」「どこで」遊ぶ(あそ)ぶ、「何時(なんじ)ごろ帰(かえ)る」を必ず(かならず)伝(つた)えて出(で)かける。
- ⑥ 物(もの)やお金(かね)をおご(おご)ったり、おご(おご)られたり(ら)れない。

